

第二十四回国会 衆議院 農林水産委員会 議事録 第十七号

昭和三十一年三月八日(木曜日) 午前十一時一分開議

出席委員

委員長 村松 久義君
委員 吉川 久衛君 理事 笹山茂太郎君
理事 白濱 仁吉君 理事 助川 良平君
理事 田口長治郎君 理事 中村 時雄君
理事 芳賀 貢君
赤澤 正道君 足立 篤郎君
安藤 覺君 五十嵐吉藏君
伊東 岩男君 大野 市郎君
川村善八郎君 楠美 省吾君
小枝 一雄君 鈴木 善幸君
中馬 辰猪君 綱島 正興君
原 捨思君 本名 武君
松浦 東介君 松野 頼三君
赤路 友藏君 淡谷 悠藏君
伊瀬幸太郎君 井谷 正吉君
稻富 稜人君 石田 宥全君
小川 豊明君 川俣 清音君
田中幾三郎君 中村 英男君
日野 吉夫君 久保田 豊君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君
農林事務官 (農地局長) 小倉 武一君
食糧庁長官 清井 正君
林野庁長官 石谷 憲男君
委員外の出席者
農林事務官(農地局管理部長) 立川 宗保君
農林事務官(林野庁林政部長) 奥原日出男君
農林事務官(林野庁林政課長) 奥田 孝君

農林事務官 渡辺 喜作君
(林野庁林政課長)
農林技官(林野庁業務部長) 藤本 和平君
農林技官(林野庁業務部長) 田中 重五君
(業務課長)
専門員 岩隈 博君

三月八日
委員伊瀬幸太郎君及び神田大作君辞任につき、その補欠として安平鹿一君及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員安平鹿一君辞任につき、その補欠として伊瀬幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)
公有林野官行造林法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)(参議院送付)

○村松委員長 これより会議を開きます。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑を続けます。川俣清音君。

○川俣委員 きのう留保いたしておきました機械開墾に対する食糧庁の見解をお尋ねしたいと思います。機械開墾地域については、主として大麦、裸麦またはイモ類を植えて営農の基礎にし

ようという説明でございませう。しかもその中には酪農地域として将来農民経済の基礎を築き置こう、こういうのでございませうが、それにしても消費価値のあるレイシヨ、イモ類、麦類を植え付けるといふのであります。この機械開墾は短期間に土地を造成して、しかもそれを償還するといふのがねらいであります。その償還の基礎になります農作物の価格が安定するかどうかということによって、機械開墾が可能か不可能かという問題が起る。そこで食糧庁は、農産物価格支持政策をどのようにしておられますか、この点をお尋ねしたいと思います。現在の価格を維持できるならば、あるいはこれより低落しなければ採算がとれる、そして償還が可能だ、こういうことになってはいる。そこで果して償還ができるかできないかということが問題なんです。ところがイモ類は、政府で買い上げてほしいということをやかましく決議いたしておりながら、これを放任しておる。さらに機械開墾をいたして増産をするというのだけれども、今ですら過剰だということを買ひ上げをちゅうちょしておる。しかも安く買うというふうな状態では、これは新しく機械開墾をやつて、農地を造成して入植させるといふことは非常にけつこうなことだけれども、採算がとれないということになると、せっかく金をかけた土地から離れていかなければならないのではないか、こういうことになりませうから、食糧庁長官に、イモ類の価格支持政策並びに大豆の価格支持政策についての意見をお尋ねいたしたいと思ひます。

○清井政府委員 ただいまお尋ねの機械開墾地におきます農業経営上の問題、主として換金作物の問題についての価格安定に関する事でございませう。御指摘の通り開墾地におきます作物の価格の面、特に開墾地の特質として、しかも短期に収穫される作物についての価格安定が必要であるという点はおっしゃる通りと思ひます。私も同様にいたしましては、ただいま農産物価格安定法に基づきまして澱粉類の価格の安定措置を講じておるのであります。その他採種等もやっておるわけでありませうが、主として澱粉等の価格の安定をやつております。この点につきましては、すでに御承知の通り毎年法律に基きまして、これに基づきまして生産されたところの澱粉を買い上げるといふ措置を講じておるのであります。特に本年度はイモ類が非常に増産でありました関係上、澱粉の生産も非常に多量に上つておるわけでありませう。ただいま私も予算措置としては、切りほしイモ等の澱粉合せまして約二千万貫の予算をもちまして、ただいませつかく買ひ入れをいたしておる最中でございます。買ひ入れ場所その他につきましても、できるだけ生産地に近いところに買ひ入れ場所をきめまして、もつて澱粉の市価の安定ということに努めてた

だいま実施いたしております。なお最近の事情によりまして価格安定の目的達成不十分な場合には、さらに必要な措置を講じたいと思つていただいませう。お尋ねの通りでございます。なおその他の作物につきましても、私も同じく開墾地の特質から考えまして、開墾地における換金作物の価格の安定には今後努力して参りたいと思つておるわけでございます。

○川俣委員 イモ類の価格を維持する上に、澱粉価格の低落を阻止していかねければならないということについては言ふまでもない。大体でき過ぎて弱つておるといふのが今の食糧庁の現状ではないのですか。その点はどうか。

○清井政府委員 弱つておるといふふうにお尋ねが、大体昨年産のレイシヨ、カンショ、特にカンショは非常に増産でございませう。そのためにそれによって生産されるところの澱粉もまた非常に増産されておるわけでありませう。ただ価格につきましては、御承知のように生産状況を加味いたしましたところの価格をきめてありますので、一昨年よりは若干低目に突はきめてある状況であります。さらに相当の増産がございましたために、現在の政府の支持価格によつて買ひ入れをいたしましても、実際の市価が相当低目になっておるといふような実情であるように思ひます。私も同様に、本法の建前上、やはり一定価格をきめまして、政府が買ひ入れする価格でもつて澱粉

の価格を安定させるようにいたしていかねばならぬと考へておるのであります。従いまして今度の措置につきましても、今後の澱粉の市価の状況を見ましても、適当な措置をしていかなければならないというふうには考へておるわけでありまして、さらにまた一方、申すまでもなく澱粉等の消費につきましても、単に水あめ等の用途に限らず、ブドウ糖のようなものの生産を増強するとかいうような方法を講じまして、澱粉の消費の面の拡大をはかつていく必要があるのじやないかと思つております。とにかく私どももいたしまして、本年度の異常な増産に基く澱粉生産の増大、それに基く価格の低落に對しましては、農産物価格安定法の精神に照らしまして、一定の価格に安定させるように今後努力して参りたいと考へておるわけでありまして、

○川俣委員 今後の努力ではだめです。現在も低落しておる。それをなにか措置するということであるならばよいのですが、現在低落して弱つておるのです。そうすると、これに手を打つところがないということになると、もうこれ以上の植付はごめんこうむりたいというふうな意向に聞えるのですよ。植付面積のふえることはあまり好ましくないというふうな感じを受けるのですが、この点はどうか。

○清井政府委員 御指摘の点は確かにただいまございまして、地域にもありますが、大部分の地域におきましては、政府の定められたところの一定の買入れ価格よりも下つておるといふ実情であることは、その通りであります。私どももいたしましては、二千万貫程度予算をもちまして買入れを今実施いたしておるわけでありまして、

が、その買入れの措置が不十分であるというところのために価格安定の目的が達せられないというふうなことがありますれば、さらに予定を繰り上げて買入れを増強いたしますとか、あるいは買入れ場所につきまして、さらに生産地の近くに買入れ場所を設定いたしますとか、いろいろの工夫が現在でもあり得ると思つております。そこで私どももいたしましては、その辺の事情にかんがみまして今後の買入れ数量の予定量をさらに増強いたしまして、できるだけこれを大幅に大量に買入れられるということによつて市価の維持安定に資するようなこともあると思ひます。その他たゞいま申しましたような買入れ数量の技術的な方法を講じまして、主として市価に刺激を与えるというふうなことに努めていかなければならないと考へております。さらに根本的には、予算をもちましても不十分でございますれば、さらに食糧特別会計の予算措置におきまして、数量以上のものを買入れられます場合には考へていかなければならないと考へておるわけでありまして、その点は今後の市価の維持のために努力いたすというふうな考へておられて、今後の事情によりまして適当な措置を講じていきたいというふうに考へております。

○川俣委員 今、市場価格よりも買入れ価格が高いのだと言つておられますが、こんなことで満足しておつては何かも支持価格の意味をなさないじやないですか。買入れ価格を上回るようにすることが価格支持政策なんですよ。買入ることが目的じゃない、価格を維持することが目的なんです。それを混同してはいけません。あなた方は商人として買入のじやないのです。そ

こで、市場価格を安定させるといふことと安定法のねらいがある。従つて澱粉等の買上げを急速にやつて、市場価格を上げていくというところにねらいがなければならぬ。だから、市場価格を引き上げるために買入れ量を非常に増大する、二千万貫あるいは二千万貫まで買入、こういう声が必要なんです。それによつて市場価格が安定し、適当なところに落ちついてくる。今の市場価格が低いということでは、食糧政策がなつていないという証左なんです。市場価格より買入れ価格が高いのだからこれで満足してくれなんて、とんでもない話です。そんな不安な状態にしておくならば、機械開墾なんてやめて、この法案を撤回した方がいい。そんな不安な中で、機械開墾なんてやれるものじやありません。政府が農作物の価格が安定するような政策をとつておる、従つて大いに入植してやろうじやないかという機運が出てくる。これは法律では機運が出て参りません。イモ類にしても豆類にしても雑穀にいたしても、政府が安定政策をとつておるのだ、それならば犠牲を払つて入植し、危険にさらされながらもおな営業を持続しようじやないかという決意が生まれてくるのです。入植なんというものは非常に不安定なものなんです。従つて、農作物の価格を安定させていくという政策がとられていくところにこそ旺盛な農業生産意欲が生まれてくる。ですから先に必要なことは、農民をして安定した価格のもとに営業にいそむという機運を作り出すことが必要なんです。ただ機運ができただけでは現実には進まないから、その裏づけとなるような法律案なり予

算を出す、こういうことになる。一番基礎になつてくるイモ類の不安定、あるいは大豆類の不安定をそのままにしておいては、機械開墾なんて考えられないです。せつかく国がこれだけ機械開墾に對して熱意を入れるならば、その前に農産物価格の安定方法を講じなければならぬと思つたのだが、食糧庁長官はどうなんですか。

○清井政府委員 開拓政策に伴つて、生産される農産物の価格安定に努めなければならぬという点につきましまして、私どももつとも考へます。従いまして、先ほど私が申し上げたのでございまして、御指摘の通り、たゞいまの澱粉等の市価が、政府の買入れ価格よりも相当下回つておるといふ現実にかんがみまして、たゞいまの二千万貫の買入れ予算の措置を早めに繰り上げて、買入れを進捗しようということを実は努力いたしておる、極力澱粉の価格の引き上げに努めていきたい、こういうふうには考へておるのであります。二千万貫の買入れをやりました、なおかつ市価が低落の状況にありましたならば、さらに農産物価格安定の措置を講じまして、努力していきたい、こういうふうには考へておる次第であります。御了承願ひたいと思ひます。

○川俣委員 時間がないからこの程度にしておきます。やるかやらないかによつて、こつちもこの法案を可決するかどうかという段階でありますから、長官よく含んでおいていただきたい。次に政務次官にお尋ねいたします。

○小倉政府委員 開墾地区につきましましての實施の主体の問題でございまして、申すまでもなく、この全体の計画につきましましては、これは国がいたします。それから建設工事については国が實施いたします。国と申しますれば、青森県につきましては農林省、農地事務局、北海道につきましては農林省それから北海道開発局ということになります。開墾作業につきましては、これは機械開墾が實施するということになります。

し、設計はどこで實施して、どこでやるか。それはどういう方針ですか。

○大石(武)政府委員 せつかく政務次官にお尋ねでございまして、これは専門的な事項でございまして、農地局長よりお答えいたさせます。

○小倉政府委員 全体を簡単に申し上げ

○小倉政府委員 全体を簡単に申し上げ

げましたので、申し上げ方が足らず、はなはだ失礼いたしました。厳密に申し上げますと、これは開墾作業自体は、これは普通の開拓の場合と同様に、入植者自体がこれをやるべきものでございまして、機械開墾という特殊性にかんがみ、その作業自体は公団の請負と申しますか、委託を受けてやる、こういうことになるわけでございます。

○川俣委員 そうすると入植者が先にきまると、それから委託を受けた機械公団がやる、こういうことなんでしょう、そうですね、もしも入植者が主体であるとするならば、機械公団を使わないうことでもできるわけですね。機械公団を使わなければならぬという事はどこから出てきたのですか。

○小倉政府委員 機械公団を使うという法上の強制は別段考えておりません。

○川俣委員 そうすると、入植者が先にきまるわけですね、入植者が確定しなければ事業ができない、こういうことなんでしょうね。そうじゃないのですか。

○小倉政府委員 これはお説の通りであります。

○川俣委員 そうすると、一定の入植者がきまると、その入植者の団体ができて、その団体が機械公団を利用するか、あるいは他の方法を講ずるかは別にして、事業の実施をしていく、こういうわけですか。そうだとすると、どうもこの法律は必ずしもそうできていない。入植者の自主性によるということになると、それは法律とは違っていますよ。そういう建前でできています。必ず機械公団を使うものという想定と申しますか、それならば融資を

しよう、別な方面ならば融資は必ずしも可能かどうかという疑問の点ができてくる。

○小倉政府委員 これは御承知のことだと思っております。これをやりました趣旨は、機械開墾の入植者に対しては法律命令でもって機械開墾公団に開墾を委託すべし、こういう強制的な措置は講じない、そういう意味ではお説の通りでございます。しかしながら建前といたしまして、入植者が公団に作業を委託するか、あるいは他に委託するか、あるいは自由である、こういう建前もあっておられないのでございまして、建前としてはあくまでも機械開墾につきましては公団に委託するといふ法律上の強制をしなくても、行政指導あるいは入植者の選定といったようなことを通じておるのであります。

○川俣委員 そこが問題なんです。法律で機械公団を使わなければならないと規定するならばこれは別問題です。融資をするかしないかという場合に、強制をして機械公団を利用しなければ融資をしないというところに問題がある。問題はそこなんです。法律にきめよう。そうじゃないのです。機械公団を利用しないと融資はせぬのだ、こういうのであります。必ず機械公団を使つてやるのだ、あるいは機械公団にやらせて、そこに入植させるのだということなら別な建前です。そうじゃない。入植を先にさせて自主性に待つ、こういうやれば融資はせぬ。おれのひもつきを

使わないと融資はせぬ。これだからおかしな感じがしないかというのです。だから機械公団擁護法だ。私が前から指摘しているのはこの点なんです。機械公団にして仕事をやらしめて、整理してそこに入植させるというならこれは一つの方法なんです。それからまた入植者を先に選んで、そして自主的にやらせる、どっちかと聞いたら、入植者を先に入植するにやらせるのだ、それはひもつきの機械公団を利用しなければ融資はせぬのだ。これはだいたい今までの開墾と方式が違うのです。

○小倉政府委員 妙なたとえでございますけれども、私どもが生命保険会社に入るようなものでございまして、入るか入らないかはもちろん自由であります。入れば保険会社のきまつている契約をむかひまぬかということになりまして、それと同じようなものでございまして、機械開墾というシステムで大地に入植するかしないか、そこで増反するかしないかという事は、もちろん入植者、開墾者の自由でございます。そういう地区に入ることによって公団の作業を利用してもらうというのを私どもは期待をしております。厳密に申し上げればそこで一々の委託契約になるわけでありまして、委託契約をするかしないかということも、また厳密に言えば自由になりますけれども、全体の考え方では機械開墾の地区に入植する方は公団を利用していただく、こういう建前にいたしておりまして、それを川俣委員のように割り切ればこれは仰せのように入植者といえども入植をした上に一々契約をするわけでありまして、するかしんないかとい

うことは、これはやはり個人の自由であるというようになりまして、けれども、制度の建前としては、ここであまり自由を主張されるという向きは実は困るのでございます。

○川俣委員 それは小倉局長の答弁が困るのです。自由にしておいて、しかも機械公団を利用するならば、一番効果的であって、経済的である、こういうことでそれを利用するのじやないのです。何も文句を言っておるのじやない。機械公団を利用しなければ融資はせぬのだとか、何だとかいう条件をつけられるのでは、機械公団の思うままの契約になるのではないかと、こういうことを言っておる。問題はそこなんです。機械公団の意思によって左右されるのじやなくて、入植者の意思によって機械公団を利用する方がより経済的で、より効果的だ。それでこれを利用するといふ決定ができる。ほかに何を利用していいかというのと、そうじゃないのです。これを利用しないと入植もさせないぞ、そういう融資もしないぞ、これに従え、こういうことなんです。それでは入植者本位じゃないですよ。あなたのような方式をやるならば、先に機械公団に仕事をやらせて、これだけでき上がったが、これで入植するかどうかが、こうなつてこなければならぬ。これは趣旨が違うのですよ。入植者を主体にして考えるならば入植者の意思に従わせる。どうも機械公団を利用しないと融資をしないというのは束縛ですよ。自由意思ではないのです。だから機械公団に先にやらして、こういう条件で土地が造成されたが、これに入植するかどうか。これならば機械公団を利用していいのです。入植者を先

に決定しておいて、何を利用して土地を造成するか、機械公団を利用しなければならぬという事は法律的に何もありませんか。そこに問題があるという事を指摘しておるのですよ。だからこれはどうも局長がだめだから、政務次官にとつきから言っておるのです。

○大石(武)政府委員 考え方は川俣委員のお説の通りだと思えます。ただ実際の話は、あのように今まで放置された原野を早く大規模に開墾するという事になりますと、非常な資本と非常な機械力が事実要すると思つて、私から申し上げるのもおかしな話であります。国家の資本なり、意思というものが中心になりましてそれをやる、これが一番便利であります。そういう意味で公団を利用させていただきます。そうすれば公団を通じて直接開拓移民と結びついて、国の方でも十分正しい指導をして上げよう、めんどろを見て上げよう、こういう考えでございまして、お説の通りでございます。お説の通りでございます。お説の通りでございます。お説の通りでございます。

○川俣委員 政務次官はなかなかものわかつた答弁をしたけれども、その通りやるとすれば先に機械公団に土地を造成させて、それから入植させる、こういうことになるわけですね。

○小倉政府委員 これは先ほど申しましたように、(川俣委員)食い違いじゃないかと呼ぶ食い違いじゃないかと申して、実質的に解釈する場合には、川俣先生のおっしゃることに近くなる場合もあり得るかもしれませんが、(川俣委員)「あり得るじやない、どうい

方針かと聞いておるのです。」と呼ぶ）
建前はそういう建前じゃございませんで、これはあくまで厳密に、正確に申しますれば、入植者が開墾作業をやる、その開墾作業を今までのように個々の入植者がやっておったのでは、相当の年数がかかって効率も上らないというところでございますので、そういう作業を請け負う公団、従いまして経済的に成り立つように考えなければなりませんので、公団の作業のやり方なりあるいは請負料のきめ方なりということについては、実際上一種の独占的な機関にもなりますから、役所が嚴重に監督をする、こういうことにいたしておるのであります。

○川俣委員 大政府が独占機関を作つてこれに従わせるというふうなやり方は、これは慎まなければならぬと思つておるのです。もしもやるならば、責任をもつて土地を造成して、その造成したものに入植者があるかないか、そこで批判を仰ぐということが本来必要なのです。まあこれ以上は追及はいたしません。これはなかなかうまくやらないと問題が起るといふことだけを一つ警告して私の質問を打ち切つておきます。

○村松委員長 留保にかかる川俣君の質疑は終了いたしました。よつて本案に対する質疑は終局いたしました。
次に討論に入ります。討論の通告もございませんでこれを省略して直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○村松委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求め

ます。
〔総員起立〕
○村松委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案の委員報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○村松委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

○村松委員長 公有林野官行造林法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。通告順に従つて質疑を許します。伊東岩男君。

○伊東(岩)委員 ごく簡単にお尋ねいたします。
政府は造林に対して官行造林を主とするのか、部分林制度を採用するのか、あるいは個人造林を主体とするのか、その方針についてお尋ねいたします。

○石谷政府委員 民有林造林の推進方策につきましては、私どもといたしましては、あくまでも補助金交付による自力造林を主体にいたしまして考えて参りたい、かように考えておるわけであります。ただしその方式をもちましては実際面におきまして造林を進めることが非常に困難である、かような対象に対しては官行造林事業をもつてこれを行つて参りたい。それからさらに補助金交付による自力造林を待つまでもなく、融資によつて十分にその造林の推進はかられるというものにつきましましては、融資による造林を進めて参りたい。具体的に申し上げますな

らば、各産業の持つております産業備林的なもの等につきましましては融資造林をもつて進めて参りたい、かように考えておるわけでありませう。

○伊東(岩)委員 造林の拡大強化についてはいろいろ考え方がございまして、はげ山に対して植林をやって治山治水の目的を達する、これの方法としては、やはり部分林制度が一番いいと私もは考えておるのであります。官行造林よりも、部分林でいくならば、政府の投資する金も要らないし、ただ、今までは個人造林に対して苗木の補助をやつておりましたものを、部分林に拡大いたしますならば、部分林で苗木を農家がもつて、そして造林するといふことがきわめて簡単でございませう。この部分林制度に対する今後の政府の考え方はどうか。今日まで国有林を払い下げるといふ方針がございましたけれども、国有林の払い下げをやって造林を個人にさせるよりも、むしろ部分林制度でいくならば、これが一番簡単でうまくいくと考えておるの

でございます。

なお部分林にいたしますならば、分取歩合の問題でございませうが、今日まで大体五官五民あるいは四官六民といったようなことで、部分林に対する分取歩合が非常に多いのであります。これを大体二官八民くらいまで進めて、そして苗木を全部ただでやるというところに相なりますならば、期せずして造林はできるものであります。大体今日まで部分林制度に対して非常に高い分取歩合であります。国が五もしくは四とるといふような高い小作料はおそらくありません。これは完全なる小作料ですが、この分取歩合をうんと

下げるならばたちまち造林はできると思いますが、この点いかがでございませうか。

○石谷政府委員 私どもといたしましては、民有林が少く国有林がかなりの面積を占めておるような地域におきましては、市町村部落等の希望によりまして部分林を大いに拡大して参りたい、かような考え方のもとに進めておるわけでありませう。分取の歩合でございませうが、非常に古いものにつきましましては官取四割民取六割といったようなものもあるものでございませうけれども、現在やつております大部分の部分林の分取歩合は、官取三割、民取七割であります。最近のものにつきましては、ただいまの御説の中にありますように、官取二分、民取八割といふものも相当程度にふえておるといふ現状であります。

それから苗木の購入費に相当いたしまする意味合いの造林の補助金であります。従来は町村合併促進法によりましてできました部分林にのみ一般の造林の場合と同じような補助金の交付をいたしたのでございませうが、三十一年度からは、その他の部分林に対しても同様に補助金の交付がなし得る、かような措置がつく見込みでございませう。

○伊東(岩)委員 苗木代の補助を個人造林からさらに部分林造林まで拡大するということになると相当の予算措置が必要でございませうが、ことしの予算によると昨年度よりも造林費が非常に減つておりますが、これはどういふわけですか。おやりになる気ならば予算がふえなければならぬと思ひますが、これはいかがですか。

があることでございますし、こういったような面に向けて重点的におやりになると、ひとり造林だけではなくて、治水の面にも非常に役立つのでありまして、これからについて農林省としては何らかの計画などはございませんか。

○石谷政府委員 昨年の三月三十一日をもちまして国有林野整備臨時措置法が失効いたしましたのでございますが、にもかかわりませず、やはり町村の基本財産等を作成する手段といたしまして林野を維持したいという希望が依然としてあるわけでございます。従いまして私どももいたしましては、ただいまのお話のように、可能な限り部分林をもってこれに対処して参りたいということ、実は部分林の拡大方針を作りまして、極力各市町村に勧めて、部分林を改めて参るといふことを計画的に実行いたしておるのであります。

○伊東岩委員 これで質問を打ち切りますが、今お答えのようなお考えがあるならば、かりにも削るなどということとはよくないと考えております。造林ということは大きな問題でありまして、緑化運動などといっていかげんな運動をやっておる必要はないのであります。ほんとうに農林省や林野庁が本腰を入れて、さっき言ったようにきちんとした計画性をもって、そうして苗木代をすれば、労力は全部農家が出すのでありますから、いつの間にか山というものはできるのでございます。こういう工合に重要なところの予算を削られても黙っておるということは、はなはだよくないと思えます。林野庁長官は今度初めてでございますか、来年は一つしっかりやって下さるようにお願いたしましたして、私の質問

を打ち切ります。

○村松委員長 淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 この法律の説明書の中に「部落有林野を官行造林契約の対象として、その造林を促進することとしたのであります。」と書いてあります。すが、どういふものをさして部落有林野とっておられるのか、部落有林野の性格について御説明願いたい。

○石谷政府委員 非常にむずかしい概念であろうかと思うのでございまして、私もさうかと思つては、すでに部落という概念によつて規律されておられますものが共同使用をいたしておりまして、さういふことに相なるかと思つてございまして、ただ構成の上からいいたしましても、あるいは実態の面からいいたしましても、非常に千差万別な姿があるのでございます。これをひききょういたしましたるに、いわゆる徳川時代の村落共同体とも申すべきもの、その物質的な基礎として、当時は自給的な草肥農業や農山村の生活を成立させるための基礎となつておりました共同財産、こういうものがあつたのでござい

ますが、その後社会、経済的な変動の中で非常に大きな変貌を遂げながらも、現在いわゆる部落の財産というよる使用慣行にゆだねられておるといふようなところが相当あるわけでございまして。私もさういふことは、このようなところを総括いたしましていわゆる部落有林という表現で呼んでおるわけでございまして、その実態の中でいろいろ共通いたしまするもので、部落民の共同利用されておる林野ということに尽きるように考えておる

わけでございます。

○淡谷委員 実はそこに問題があつたわけですね。同じ公有林といつても、村有とかあるのは区界制度を設けました部落有ならば、これは別段問題がない。ただ長官も言われました通り、共有でもなし、公有でもなし、いわゆる総有権的な存在の部落有林といふものが相当あると思つて、これは一部村有に寄付統一などをいたしましたけれども、まだ非常に残つておるところがございまして。これが造林の契約をする場合、一体だれを相手にして契約をされるのか、あるいは分取するにいたしまして、だれがやるのか、この点を一つ明確にお答え願いたいと思つ

ます。

○石谷政府委員 お話のように、いわゆる総有的な形において現に共同使用されておるところの林野も相当ある現状でございます。それからすでにさういふ状態から姿を変えまして、いわゆる割山といつたような姿におきまして利用されておるといふような形もあつるわけでございまして。さらには持ち分利用といつたような形まで進展をしておる姿のものもあるわけでござい

ます。そこで私もさういふことは、共同使用をいたしておりまものが、実質的な所有者であるといつたような関係のものについてのみ、この官行造林事業の拡大をはかつて参る、さういふ考え方でございまして、ただいまのお尋ねにありましたような総有的なものであつて、しかも共同使用しておるといふようなものの中にはこの対象になるものは大体においてないのじゃないか、かような考え方を持っておるわけでありまして。

○淡谷委員 開墾の場合も部落有の土地が非常に問題で、かなり無理をして開墾せよとしたところがある例が多分ございまして。御承知の通り、総有権といふものは非常に浮動する概念のよう

に考えられます。たとえばそのうちに子供が生まれると権利が移る、村を出てまた帰つてくると権利がもとのように分取の場合の共同利用の権利者が違つてきておられます。たとえは一家の長男と次男、三男の分け前が違つたり、あるいは本家、分家の分け前を違わせてとんでもない訴訟になつておる例も多分ございまして。これが法廷でも何ともいたしかねて二年、三年と係争しておる例はさういふ点に對する御準備がござい

ましたら、お話願いたい。

○石谷政府委員 たいま申しましたように、共同使用をいたしておりまものが実質的に所有をいたしておるといふ關係の分についてのみ、この契約の取りきめができて参るといふことになるわけでございまして、非常にたくさん共同使用者に對しまして、個々の所有の形をとらまえて契約するといふことは、實際問題といたしましてほとんど不可能に屬することでございます。当然民法上の組合契約に基く官行造林組合といつたようなものを作つてもらひまして、それによつて一本で契約していくといふことに相なるわけだと思つておられます。さういふと、契約当時の組合員と申しますか、持ち分的なものを持つて加わつておられます組合員は、その後の状況によりましていか

うにも変化をするといふことになるわけ

でございますが、私どももいたしましては、さういふた官行造林組合を作らせるような場合におきましても、その部内の移動といふようなものについては当然認みていかなければならぬのじゃないか。しかしながらそれが村外に出る、あるいは他の地域のものに売り渡されるといふようなことは、この組合契約の中でかくこれを厳禁いたしまして、部落内部の移動といふものについてはこれを認めていくといったようなことで参る考え方を

実は持つておるわけでございまして。○淡谷委員 その場合組合を作りまして土地を利用するわけでございまして、組合と土地所有者との關係、これも新しい契約の一つです。組合が造林の利益を得るといふと、その土地所有の権利者と造林をしてその分取を受ける権利者との間に若干ずれができる。それで問題が起らなければよろしいのですが、土地所有権を持つております部落民から異議が出ました場合に非常に困つておつたのではないですか。ある程度造林のために他の人の利用が制限されるということはあると思つておられます。この場合はどうなさい

ますか。

○石谷政府委員 ちょっと事例を取り上げて申し上げますと、要するに現在の部落有林と称されておりますもの土地台帳面に記載されておりまするが、いわゆる所有の形態でございますが、非常にさまざまの形があるわけでありまして。中には個人名義で實際の扱いは部落の共同利用にゆだねられておるといふような面もござい

ます。あるいは社寺の名義で共同利用されておるといふこともあつてござ

います。そういつたものを個々の場合について調べてみますと、実際の所有者であります場合と、名義上の所有者である場合があるわけであり、従いまして名義上の所有であるような場合につきましては、当然共同使用をいたしておりますものにその所有を返すか、あるいは、共同使用を格好で共同の使用権者が即所有者であるという形で整理いたしまして、そうして共同の使用権の組合を作つて、その組合一本で契約をして参る、こういうことになさざるを得ないものというふうな私どもは考えております。従いまして土地の所有者と分取権者は同一人という形で整理して参りたいというふうな私どもは考えております。

○石谷政府委員 冒頭の御質問のとき御説明申し上げましたように、私もこの中心にして民有林の造林推進をはかつて参りたいという考え方を現在持つておるわけでございます。しかしながら公有林野、部落有林野までを含めました公有林野は、現にその土地利用の状況が非常に不集約であるという現状とあわせまして、現に荒廃しておるところが相当ある。それがやはり治山治水問題の一つの大きなガンをなしておるといふ突進も実はあるわけであり、従いましてこれに對しては、強力的な造林推進という問題は、すでにこの官行造林法が制定されました大正の初期からあるわけでありまして、それにもかかわらず、なお公有林野の造林関係につきましては幾多の問題があります。関係上、さらにその対象を広げましてやつて参る必要があるんじゃないかという点、それから、現に公有林野の場合におきましては、現に酸性地があるいは粗悪林地、未立木地というものが大面積に集積しておるといふ地域が必ずしも少くないわけでは

○淡谷委員 部落有林の問題は非常に法制上困つた問題のようでございます。各地でさまざまな整理の仕方をしておりますが、どれもうまくいかないという形になっておる。ここで徹底的に御質問申し上げても時間の関係もございまして、やめておきますけれども、突進これが行われる場合は、各地の部落有林野という性格はよくお調べになつて、あとで要らざる親族間あるいは兄弟間にも争いをかますような事例を残さざるように十分なる注意をお願いいたします。

○石谷政府委員 その点に關しましては、全くお説の通りでありますので、そういう関係のはつきりいたしましたものにつきまして契約を進めていきたい、こういうことで運営して参りたいと思つております。

○村松委員長 芳賀君。○芳賀委員 若干お尋ねいたしますが、今度の法案の改正点は、拡大の意

図は、たとえば公有林、さらに部落有林、さらに指定された個人所有の水源地の地域に對する拡大ということになるのです。そういう場合は、これは林野の高度利用という考えが一つあると思つて、もう一つは、林野の高度利用とあわせて林野行政の中における考え方は、一つは公益性を強めるといふかあるいは国家性を強めるといふか、そういう思想がだんだん強くなつてきておるといふふうな考えられるわけですが、その点に對する解釈は

います。そこで自力造林と申しますと、もちろん補助金の交付があるわけであり、相当部分が自分の負担によつて進められていかなければならぬ。そういう場合に、現在の町村財政の姿からいいますと、なかなかそれだけの投資ができません。土地はあってもなかなか造林は進まずにおるといふ実態にある。従いましてそういう部分に對しましては、当然官行造林の方式が一番願わしいんじゃないか、かように考えられるの一点であります。それから従来主として対象として参りましたのは、一般の経済林地の造林推進ということをやつて参つたのでござい、この拡大の機会に水源林のような対象にまで官行造林事業の対象を広げて参りたい。しかも水源林になりますと、可能な限り造林をいたしますと同時に、その後の保育、手入れと相待ちまして水源機能の涵養に役立つというふうな意味におきまして官行造林事業をやつて参ることが、水源林の構想よりしても一つの大きな意味を持つというふうに考えて参つたわけでございます。従いまして公有林野を主体とする水源林の設定といったような場合に、その地域に介在をいたしており、私どもが希望がある、こちらを先方にも希望がある、こちらもあわせ一緒に造林をし、しかも管理するところが願わしいというふうな考えられるものは、一緒にやつた方が効果的ではないかという点、一部私有林にまで及ぼして参るといふことを考えたのでござい、

○石谷政府委員 ただそういう考え方と申しますが、事柄の進め方は、あくまでも相手方との契約によりまして進めていくということが、実際問題として双方ともに願わしいという対象があるわけでございます。それから、広げることによりまして現行的に問題の解決推進をはかれる、こういうことであるわけではございません。

○石谷政府委員 これはただこの法案だけでなく、たとえば前の国会で審議した保安林整備措置法にしても、そういうような国の意思というものをだんだん国野以外にも反映させなければならぬという考え方は必然的に出てきているので、やはり林野に對する施策のあり方というものは、そういう方向に必然的にいかなければならないのです。これは日本だけの実例ではないが、特にわが国の場合には国土の七割以上も林野が占めておるので、この高度利用ということが、この経済基礎を確立する上においても、非常に重大な点になつてくると思つて、方向はそういうものであるかということ、十分確かめておきたいので、お伺いしておきます。

○石谷政府委員 私どももいたしましては、公有林野が土地利用の上におきましてきわめて不集約な現状であるといふことと、関連いたしまして、やはり荒廢が相当顯著であるといふ事実認識に基づきまして、こういう有効な方式でその造林推進を進めて参りたいという限りのものでありまして、それが、これは将来公有林野の官行管理までもいたす前提であるかという御質問に對しましては、現在の段階においては、そのような考え方を意識いたしまして、そのような進め方をしておるものではないといふことを申し上げておきます。

すが、官行造林事業の対象といたしま
す森林は、先ほども御説明申し上げま
したように、おおむね現在の粗悪林地
あるいは未立木地、それが相当面積あ
るといったような対象のところでござ
います。造林技術上もやや困難を伴
いますような対象を優先して選んで参
りますという考え方でございます。従い
まして、森林計画の面で、そういう地域は
大体この部分だということが出て参り
ます。従ってそういう見当をつけまし
て話し合いを強力に進めて参る、こう
いうことでやって参りたいと考えてお
ります。

○芳賀委員 その次に民有林の關係で
すが、水源涵養の地域を指定して官行
造林をやる、これは保安林整備臨時措
置法からいっても、保安林を流域別に
指定して、これに對しましては国の一
つの施策としてこの地域に對する造林
を積極的にやらせる、買い上げをやる
ということになっておるので、私ども
これは非常に関連性があると思うので
あります。それで保安林關係の法律に
基く民有地の買い上げ等は、その後ど
ういうことになっておられますか。

○石谷政府委員 保安林の買い上げは
本年度が第二年度でございますが、御
承知のように保安林整備臨時措置法に
よりまして、昭和二十九年以降大体
十年目標で五十万町歩の民有林を買い
上げて、これに必要な施設を實施して
参る、こういうことであつたわけでござ
います。初年度である二十九年度に
おきましては、約五万二千五百町歩ば
かりのものを買い上げたわけでござい
ます。第二年度であります本年度にお
きましては、予算關係等の問題からい
たしまして、大体三万五千町歩くらい

の買い上げが達成できるという実情で
ございます。

○芳賀委員 次に御尋ねしたい点は分
取歩合の問題であります。十分の五
と十分の五、この場合一つの計算上の
問題ですが、林野の所有者が全く自分
の意欲で造林をやらぬ、そうして官
行造林の対象にしてもらつて、その五
割、五割の分取でいくということには、
収益の面においてどういふことになる
のですか、たとえば三十年伐期として
も、これが非常に有利であるというこ
とになると、林野の所有者は、ただ所
有権を持つておるといふことによつ
て、いたずらに安眠しておつて、そう
して相当の利益をそこから受益するど
ういふ事態も出ないとは限らぬわけ
です。そういうような計算はどうなつて
おりますか。

○石谷政府委員 従来やつて参りまし
た官行造林事業は、国と所有者の分取
歩合が五分五分でございます。これはい
わゆる国の投資分でありまして、この
造林と、それから相手方の投資分であ
ります。地代が大体五分五分の計算にお
きまして、伐期において大体半々だ、こ
ういふ計算の上に立ちまして五分五分
という分取歩合が突はきまつておるわ
けでございます。これを現在の基準に
照らしまして、厳密に計算をいたしま
すと、これはいわば国がある程度の負
担をいたしておるといふ結果にもなる
わけでございます。従いまして厳密に
計算をいたしますと、造林者でありま
すところの国は五分の取り分では不足
だということになるわけでございますが、
すでに三十年前からやつてお
ります官行造林事業というものの歴史的
な沿革もございまして、その延長と

してやる事業でありますから、一応分
取歩合についても従来の五分五分を
とつて参りたいというふうな考えてい
るものでございますが、ただ今回の改
正によりまして、一部私有林にまで官
行造林事業を及ぼすということになつ
ておりますので、この場合にまで五分
五分の分取で参るといふことにつきま
しては、一つ問題があるのではないか
と考えておるわけでございますが、御
承知のように水源林の造成につきまし
ては、公共事業でやつているあの方
もあるわけでございますので、これら
との比較検討をいたした上で適正なる
分取率をきめてやつて参りたい、私有
林についてはこういうふうな考えてお
ります。公有林については、いろいろ
問題があると考えておりますが、従来
の五分五分の分取をそのまま続けて参
りたい、かように考えております。

○芳賀委員 そこで民有林に對しては
考えるというの、どっちの方へ考
えるのですか。その分取歩合は……

○石谷政府委員 これは計算をいたし
ますと、国の取り分が少しよけいに
なるという方向でございます。

○芳賀委員 官行造林をやる場合は、
国と所有者の間において地上権を設定
するということになるのです。ですか
ら所有者の方の取り分は、いわゆる地
代です。これは農地という小作料に相
当することなんです。ですから今日の
地代、いわゆる小作料なるもの考
方は、これは農地の場合においては、
この地代の収益によつて、その所有者
が生活をささえるに足るといふこと
が算定は、今も用いていないわけ
です。これは御承知の通りであります。
ですから、地代という一つの通念からこれ

を分析する場合に、農地の場合にお
けるとときと、それから林野の所有権の上
に立つたところの地代の場合との対
比というものは、今後十分厳密に検討し
ていく必要がどうしてもあるのじやな
いかというふうな考えるわけ
です。これは關係がないかという
ことは許さず、この点に對しましては長官とし
ても今ここで明確な意思を表明するこ
とは差しさわりのあるかもしれませ
んが、そういう必要があるかないかとい
ふ点に對してはいかがですか。

○石谷政府委員 それは当然比較検討
の関連性は出てくるものと考えてお
りますので、今後の研究問題としてや
つて参りたいと思つております。

○芳賀委員 この国会に、おそらく森
林開発公団等の法案も出てくると思
うのですが、これは当然しもさうい
ふ方式でやる場合において、林道以
外に造林等も取り上げるということに
なると、やはりそこで分取率の問題等も
出てくると思つておりますので、あえてこの
機会に申し上げておきたいと思
つております。

次に申し上げたい点は、いわゆる会
社有林が、国内においては六十七万町
歩くらいですか、そういうような社
有林が、パルプ会社が中心になつてある
わけなんです。そのうちにいわゆるパ
ルプ備林といふものがあることは御承知の
通りであります。最近、会社と個人の
所有者の間において、ややこれに類似
したような分取契約によるところの造
林が行われておるといふことは御承知
と思つておりますが、この傾向に對する林野
当局のお考えはいかがであるか、その
点お聞かせ願つたいと思つて
おります。

○石谷政府委員 ただいまのお話のよ
うな傾向があることは、私もよく存じて
おりますが、特別にそれを推進するこ
と、あるいは拒むとかいふようなこ
とにつきましては具体的な方針は、何
もとつておりません。ただ往々にいた
しまして、かなり無理な分取の契約の
進め方というものがあつた場合に
おきましては、こちらで双方の間の調
整をはかつて参つておるといふよう
な程度のことです。

○芳賀委員 この点は長官、もう少し
詳しく御説明願つたい。一つはパ
ルプ備林の場合には、これはやはり原料を
自己が生産、所有するという、これは
一つの工業的な考え方の上に立つて
いると思つております。最近荒蕪林地の一つ
の集中化といふことが、こういうもの
が資本が中心になつて行われて
いる。これは緩漫に行われておると思
つておる。けれども、そういう所有形態、一つの
企業のもとにだんだん集中化されると
いうことも、今の制度のもとにおいて
は可能なわけですね。無制限にそうい
うことをやつても、これを阻止する何
ものもないわけなんです。そういう傾向が
一つ出てくることと、それから会社
あるいは個人間におけるこういう分取契
約によるところの造林の傾向がもし顕
著になるような場合においては、これ
に對しては国としてもやはり一つの明
確な判断を示しておく必要がある
のではないかと考えられるわけであり
ますが、この点に對してもう少し具体的
なお考えがあれば、この際明らか
にしておきたいと思つて
おります。

○石谷政府委員 大体会社有林とい
うものを大規模に持つとしてお
りますのは、パルプ關係の会社でござ
います

が、御承知のように相当大きな設備投資をいたしております関係上、原材料の取得に關して無関心たり得ないという事柄が、いわゆる備林のものを持とうということ促進していることは事実でございます。しかしながら御承知のようにパルプ適材というものは、内地の場合においてはアカマツを主体にするといったようなものでございませうからして、いわゆるパルプ備林を相当程度に持つていくという事柄自体が、非常に困難な問題を持つていくということとは、事実であるかと思つております。要するにここに百町歩のバルブ備林を持つておきたいとしますと、おそらく百五十町歩、二百町歩の地域の森林を取得しなければならぬ、あるいは契約しなければならぬ、こういうことになりまして、従つてバルブ工業が立つていくために必要な原材料の取得について、今後の入手見通しがやや確実だということになつて参りますと、これはおそらくバルブ備林を持ちたいということはやまらざるうと考へるわけでありませう。だから年々の増加率等を見ましても非常に変動がございませう。従いまして私はある非常に低い限度において、こういった傾向がやまつていくものではないか、こういう見通しを持つていくわけでございますが、今後の成り行きを見ました上で十分検討を加えて参りたい、こういうふうに考へております。

○村松委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案を議題としたし、審査を進めます。質疑を続けます。芳賀眞君。

○芳賀眞君 先ほど長官から答弁のあったパルプ備林と個人所有の分収契約の問題であります。会社所有が全約で約六十七万町歩で、パルプ備林と称するものは約十三万町歩くらいあるのです。この会社と分収契約を結んだ部分林は約一万町歩くらいあるのです。ですからこの程度の基礎的な数字の上に立つて、パルプ工業が工業原料としての造林地の買取とか、分収契約を進めるといふことに対しては、原料の所要数量との関係から見ても、こういうケースが發展していつて、それ期待に沿うような実績が上るといふところまではどうしていかないのでないか。この点に対しては長官も先ほど肯定されたようでありませうが、ただ問題は、たとえば荒廢林地の買取、移動をやるとしても、あるいは分収契約をするとしても、やはり三十年なら三十年という伐期があるわけで、将来に対する一つの見通しがなければこういう問題に對しても着手できないという点も非常に多いと思つております。ですから先ほど答弁がありました、この点に對してももう少し具体的に、林野当局としての見解をお示し願ひたいと思ひます。

○石谷政府委員 現在会社とあるいは村との間に、分収契約によりまして産業備林のものを作つておるといふことは先ほど申し上げた通りあるわけでありませう。私どもの見解といたしましては、これらのものはやはりあくまで

もきわめて低い限度があるものだとおもうことで、いわゆる兼併的なものとしてそういった対象が限りなく広がつていくというふうには考へておらぬわけでありませう。現在契約の上で締結されております分収の歩合も、大体会社分が四ないし八、それに対して土地所有者の分が二ないし六ということに比べまして多少有利な状況になつておるといふことではございませうし、さらに限りなく伸びていかな問題があるという見通しでありませうので、一応その問題に限りまして特別な今後の指導方針といふものは考へておらない、こういう意味であります。

○芳賀眞君 そこでいわゆる社有林なるものは、会社が林野を造成して実際にそれを原料林として適期に有効に活用しておるかどうかというところにも問題があるのです。たとえば北海道等においても、王子の社有林にしても、自分の会社の持ち山は相当伐期を経過したような林分に置かれていて、それを積極的に伐採しておらぬはずで、それを積極的に単価の安い民有林からの原料供給を受けておるといふ、この傾向は否定できないと思つております。そうなりますと、理由としてはいかにも筋が通つたようなことであるけれども、今日の社有林なるものの運営というものは、決して言うがごとき状態で経営がされておらぬという点が指摘できるとおもう。ですからこういう点に對しましては、やはり林野庁として積極的な指導を行う必要があるのではないかと思つておるわけですが、この点はいかがですか。

○石谷政府委員 私どもといたしましては、いわゆる各産業が自分の部門で所要する木材を全部自己の所有林の中で調達するといったような考へ方に対する指導は、実はしておらぬわけでありませう。ただ従来各会社の持つております社有林は、御承知のように自分の企業で消費いたしまする原材料を全部自己の部門でまかなうといったような考へ方ではなくて、やはり時期を失しない程度に一定量のものが確保されなければ工場の運営がとまらざるを得ないというふうな事態に對処して、そういう非常に危険な状態に遭遇いたしましたときに、自己の山林によつて調整する、こういう考へ方の社有林であつたのでございませう。従いましてその限りにおきましては、一種の計画的な植伐関係というものを強く規律して参る行き方というものを強制することは非常に困難である、私どもはこういう見解に立ちまして、従来社有林の経営をながめてきておつたわけでございます。従いまして今後の長い将来にわたる見通しでございませうが、自家消費する相当部分を自己の山林において生産するのだという目標に立てかえられた場合におきましては、当然それは、いわゆる産業備林としての経営方式というものを強くしているような方向をとつて参らなければならぬ、かように考へております。

○芳賀眞君 ですから社有林なるものは、ただ単に企業の上における備蓄的なものであるという考へ方と、それから会社が原料を自家生産するという考へ方とはだいぶ違ふと思つておるのです。ですから、單純に社有林といふものは備蓄的なものであるという思想の上に

立つた場合には、これは決して好ましいことではないと思つておるのです。あくまでも原料を他に依存するという前提の上に立つて、企業を順調に進ませる上においてたまたまその原料が不足したような場合には、会社所有の原料が不足したやうな場合には、林野の施策の上から見て、そういう非常に功利的な考へ方というものは、やはり排除しなければならぬといふふうには考へられるわけですが、ですから政府としては、この点の判断を明らかにするやうな措置は、指導の面から大事でないかと思つておるわけですが、その点に對して長官はどう考へますか。

○石谷政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、私どもといたしましては、各産業部門が自家消費する木材を自家生産するといふやうな考へ方による指導はいたしたくない、かように考へておるわけでありませう。ある一定の地域の林地から出て参りますものは、それぞれの用途に適合する多様なものが出てくるし、従つて特定部門の消費材を特定部門の自家生産によつてまかなうといふことは、全体の需給関係の上から考へると、やり方を推進する必要はあり得ない、またすべきものでもない、かように考へておるわけでありませう。ただいま申し上げましたのは、おそらくそれぞれの産業部門におきましては、将来自家消費するものは自家生産したいといふことが一つの目標になつて、社有林の経営をいたしておるといふことはあるやうでございますが、突進論といたしまして、先ほど申し上げましたやうに、ただ火急の

午後二時五十二分開議

○村松委員長 ここで休憩いたしましたし、本會議散會後再開いたします。

午後零時二十八分休憩

第一類第八号 農林水産委員會議録第十七号 昭和三十一年三月八日

場合の調節的なものを社有林として
持っておるという現状でございますか
ら、そういう現状に立ちましてもた
まのような御説明を申し上げたのであ
ります。

○芳賀委員 この点を繰り返して申し
上げることは、今長官の言われた一つ
の大企業が、しかもその山林の所有を
集中化するという傾向がその場合必ず
出てくるわけです。ですからこの林野
の民間における所有の集中ということ
に対しては、これはむしろ今の政府の
とっている政策の上から見ても背反す
るような傾向になるわけですね。この
点は長官が今言明されたので了としま
すけれども、こういうような進行する
ような傾向に対しては、十分に施策の
中において注意していただきたいとい
うことであります。

それからおるパルプ関係の問題であ
りますが、たとえば国有林の毎年の伐
採量の中において、パルプ原料の占め
る部門というものは非常に大きな率を
占めておるわけでありまして、この際有
効に用材を活用する場合に、これはパ
ルプ用材としての適材というものは、
一般の用材と違った性格を持っている
わけですね。必ずしも優秀な材でなけ
ればならぬということではなくて、織
維の含有があるかないかというところ
に問題があると思うのですが、この国
有林の払い下げの場合においても、パ
ルプ用材に回さなくてもいいような優
秀な用材をあえてパルプ原料に消耗し
ておる。これは企業採算の上から見れ
ば、そういう優秀な原料を消耗するこ
との方が利潤を増大しているというこ
とになるけれども、今の現状から見ると、
そういう大企業の独自の原料の

選択にまかせるといふようなことは、
これは特に国有林の用材の処理の場合
においては、嚴重にそれをいましめる
必要があると思うのですが、その点は
いかがですか。

○石谷政府委員 それはお説の通りで
ございまして、私どももいたしまして
は、一般材に向かないものをパルプ材
として売り払うという方針はあくまで
も堅持いたしております。ただし一定
数量のものを確保するといった場合
に、やむを得ずその一般材にも向くよ
うなものも多少混入しておる、こうい
うことでございまして、売り払いの方
針をいたしましてはあくまでもそうい
うような考え方でやるつもりでござい
ます。

○芳賀委員 次に、この法案と直接の
関係はありませぬけれども、たとえ
木材関係の税制の問題でありますけれ
ども、最近特に地方税のうちで木材引
取税の撤廃のごとき、そういう運動が
非常に全木連等を中心にして、いわゆ
る木材業者が中心になって木材引取税
の廃止運動を、相当の資金等も集めて
やっておりますように見受けられるわけ
であります。これは林野当局として
は、今業者が中心になって展開されて
おるところの引取税の撤廃運動に対し
てはどういう見解ですか。

○石谷政府委員 私どももいたしまし
ては、木材引取税が流通税であります
こと、この性格から考えまして、林業税制の
中で必ずしも適当な税ではないという
ふうにご考慮しておるのでございますが、
現在直ちにこれが撤廃し得るかどうか
という点に關連いたしましては、地
方税の問題とも關連いたしましてな
かなか困難なものがある、かような見解

を持っておるわけでありまして、
○芳賀委員 そうすると、税の体系か
らいうところは必ずしも好ましい税で
はないけれども、現段階においてはこ
れを直ちに廃止するということは困難
であるし、望ましくない、そういうこ
とですか。

○石谷政府委員 非常に困難で
あるという解釈であります。
○芳賀委員 撤廃すべきであるとい
う理由の一つに、今地方行政委員会に
有資産等所在市町村交付金及び納付金
に關する法律案というものが提出され
ております。この中には国有林野法に基
づく土地の、いわゆる地元市町村に
對する交付金関係の条文もこれに載っ
ておるわけです。おそれなくこれによ
ると今後地元交付金なるものは、今ま
の交付額よりもある程度増額になると
いうふうにも考えられるわけです。そ
の点はどういうことになっておりま
すか。

引取税相当分の額を払い下げ価格より
控除して、国有林は払い下げを行な
つておるわけですから、これが業者の負
担において納付されておるといふこと
にはならないと思ふ。この点は明確
な点であると思ふが、いかがで
すか。

○石谷政府委員 これはいわゆる売り
払いの予定価格を作ります場合に、そ
の因子の中から差し引いておるとい
うことでありまして、指名競争入札ある
いは公入札等の場合におきましては、
必ずしもそういう関係は明確になつて
参らないわけでありまして。
○芳賀委員 そうするとその配慮は、
これは特慮ですね。いわゆる特定の有
力な業者に払い下げをする分に対して
は、政府が配慮した通りの払い下げが
行われる。公売等の場合においては特
売を受けるものよりも、むしろ劣勢な
業者の場合においてはどうしても競争
によって落札しなければならぬとい
う関係で、その配慮というものが具体
的に徹底できない場合もあると思ふの
ですが……

○石谷政府委員 随意契約によつて売
り払いのものも相当程度あるわけであ
りますが、こういうものはいずれも条件に
よつて売り払いができるということに
ありまして、その場合の価格算定の因
子の中からは木材引取税相当額とい
うものを控除した額、こういうこと
になっております。
○芳賀委員 最後に、この際石谷長官
から、今後のわが国の林野行政に対
して、かくあるべきであるというよう
な御高説をまだ聞いておらないので
すが、われわれとしては林野関係の法
律、たとえば基本的な法律であるとい

るの森林法についても、その他保安林
の關係の法律であるとか、官公造林の
法律にしても、これは非常に公共性の
ある、国家性のあるような、そういう
高度の性格を持った法律であるとい
うことをわれわれは認めておるわけ
です。ただ問題は、その運用というも
の、時の政治権力の影響等によつて、
法律の精神がそのまま実行に移され
ていないといううらみが随所に現われ
ておるわけです。そういうところにお
きな運用上の欠陥があるといふこと
をわれわれは判断しておる。ですから
に仕事を担当しておる長官の立場から
見た場合において、法律はりっぱであ
るけれども、いろいろな支障があつ
て、そういう点に運用上うまくいかな
いという点が随所にあると思ふ。その
体験の上で立つて何かお考えがあ
ればこの際率直に一つ披露してもら
いたい。

○石谷政府委員 個々の具体的な問題
を取り扱つて参ります場合には、いろ
いろ苦心を要する問題も決して数少
くはないのであります。私どももいた
しましては、あくまで法律制定の趣旨
に沿ひましてやつて参ることもでき
るし、またやつていくべきだ、かよう
に考えておるわけでありまして。
○稲富委員 簡単に一点だけお尋ね
しておきます。林野庁長官は、今日炭
鉱ボタ山の造林は可能であると言われ
ておる。しかし実際上においては、炭
鉱ボタ山の造林にまで拡張するとい
う御意思はないのであるか、この点伺
いたいと思ひます。

○石谷政府委員 最後に、この際石谷長官
から、今後のわが国の林野行政に対
して、かくあるべきであるというよう
な御高説をまだ聞いておらないので
すが、われわれとしては林野関係の法
律、たとえば基本的な法律であるとい

○石谷政府委員 具体的な問題といたしましては、すでに福岡県の場合にそのようなケースがあるわけでございますが、福岡県の場合について申し上げますと、いわゆるボタ山が約四千町歩あるというふうには了解いたしておりますわけであり、すでにその中の約半数の二千町歩程度のものにつきましては、地盤も安定いたしましたので、造林の対象になり得る、こういう判断を

実は持つておるわけでございます。従いまして、このボタ山の山すその方面につきましては、一般造林の方式でもってやってみよう。それから上部につきましては、やはり肥料木を植栽いたしまして、土地を改良しながら、やがて本格的な造林に移っていくというふうなやり方で、現在私どもの方で瘠蕪林地の改良という名目の仕事をやっておりますが、こういう方式でいくべきではないか。それからボタ山の頂上の方につきましては、やはり荒廃防止事業というふうな考え方に基く造林を進めていかねばならぬのじゃないか、こういうことで、具体的に計画に着手しておるわけであり、三十一年度におきましては、瘠蕪林地の改良で約五十町歩やってみよう。それから一般造林の対象になるものにつきましては、現に県の方で計画を作成いたしましたので、私どもの方と協議いたしましたので、可能な限りやってみようという考え方でおるわけであり、

○村松委員長 ほかに御質疑はありますか。——なければこれにて質疑は終局いたしました。

次に討論に入りますが、討論の通告がございませんので、これを省略して直ちに採決に入りたく存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村松委員長 御異議がないと認めまして直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○村松委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、お諮りいたしますが、本案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任あらんことを願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村松委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもってお知らせいたします。

午後三時十五分散会

〔参照〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
公有林野官行造林法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月十三日印刷

昭和三十一年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局